

令和3年2月 湖南省定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和3年2月25日（木） 午後2時30分から午後4時02分

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 3階 大会議室

3. 会議に出席した委員

松 浦 加代子
伊 藤 真 昭
岩 城 見 一
古 川 美智子
平 松 彩

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 11名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第6号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第7号

後援名義の使用承諾について

○希望が丘トレイルランニングレース 2021

日程第3 報告第8号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第9号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第10号

令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第6 報告第11号

令和3年度新規採用教職員辞令交付式について

日程第7 報告第12号

湖南省いじめ防止対策基本方針について

日程第8 報告第13号

新しい人権に関する総合計画の骨子（案）について

日程第9 報告第14号

湖南省立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 報告第15号

令和3年度湖南省立図書館の休館日について

日程第11 議案第5号

2学期制への変更について（該当小学校より）

日程第12 協議事項

- (1) 令和3年4月定例教育委員会の開催日程について
- (2) その他

会議の開会 午後2時30分

教育長

2月の定例教育委員会を始めさせていただきたいと思います。2月は逃げると言いますが、本当にあと3日で3月が来るというのが、この2月、何をしていたのだろうかというくらい過ぎ去るのが早くて自分自身驚いています。

挨拶かたがた、報告を見ていただきながらお話をさせていただきたいと思います。

この1か月ですが、ようやく教育長らしいこともできるようになってきたかなと思います。ただ、学校教育課の仕事も少ししないといけません。現場へ行って先生方の様子や、状況把握をまずしないといけません。どうしてもなかなかそれができないという歯がゆさがあります。4月からはしっかりと現場にも行きたいなと思っています。

1月26日には、のむら小児科のドクターから新型コロナウイルス感染症のことについて、継続してお話を聞かせていただきました。大体午後5時から6時まで、手弁当で来ていただいています。過去これで8回来

ていただきました。ドクターは、変わりなく、「本当にいわゆるソーシャルディスタンスを取って新しい生活様式を送っていれば、恐れることはないです」と勇気づけをしてくださっています。

きょういくげんき塾は、若手の先生を中心に集まっています。ある先生が講師になって、自分がここまで約20年少しの教員生活をどういうふうに通ってきたか、いろんな先輩の導きがあって今に至っていて、先輩のしてくださっている話は、自分がここまで来た中でいろんなことが正しかった、先輩の経験談を聞く中で選んできた道はよかったなというお話をされていました。

いよいよ県費負担教職員の人事作業が始まっています。甲賀市教育委員会との懇談会、組合との人事交渉などを行っています。また後ほど教育総務課長からありますが、管理職の内申について臨時の教育委員会を行いたいと思いますのでお願いします。

総合政策会議というものが毎週月曜日の朝にあります。市長、各部長が集まって東庁舎で会議をしております。市長とは本当に密に話をしています。特に今3月議会が始まっていますので、答弁書の作成の協議の中で市長のお考えをこれでもかというぐらいお聞きしております。本当に熱い方です。「教育については教育長に任したからしっかりやるんやで」とおっしゃっています。例えば給食センターのことなど、本当に市を挙げて考えないといけないことについては市長も率先して考えてくださいますので、大変心強いなと思っています。

臨時の総合教育会議ですが、実はこの前、市長が体調不良でキャンセルされた時、ひょっとしてコロナかと大変心配したのですが、大丈夫でした。今議会へ提出しまして、質問が、大体全部のボリュームで言うと3分の1ぐらいが教育方針についての質問かなと思っています。

就任挨拶の行き先は、ずっと継続して学校に支援をしてくださっている三和産業さんやゴーシューさんの社長に出会いに行っています。それから、色々な方が挨拶にも来てくださっています。

飛び出し坊やの寄贈がありましたので、感謝状を贈呈させていただきました。

コロナの影響を受けて、2月6日のかふか研究会の研究大会や近畿都市教育長の協議会、20日には市の人権教育大会などが軒並み中止になっています。

人事考課は市の職員の教育部内での人事考課です。

12日には、県教育委員会からヒアリングに来てくださっています。今年度の人事の作業の動きとしては、昨年度より全てのことが2日間ほど早いなと感じています。今まさに、「あの人がこっちへどうや、あの人がこっちへどうや」と動いている状況です。

2月12日、湖南省の学力向上アドバイザー学校訪問です。これから5年間、湖南省の学力向上の指導をしていただきます。大変ありがたいなと思います。全国的に非常に仲間づくりや、子どものことを本当に大切に思われている、そういう先生です。中学校、小学校へ行っていただいて師範授業で、こういうふうにも子どもたちへの言葉、一言ずつを大事に、全て意味があるんだという授業を見せてくださっています。

湖南省美術展の参観に行ってきました。力作ぞろいでした。こういった作品を出品されるのだなと、本当に驚きました。

2月16日、公用車の車検切れ運行における懲戒等審査委員会からの処分ということで、先日、報告をさせていただきました。今後とも公用車に乗るときは、くれぐれも私たち、注意をしないとイケないと共通理解をしました。公用車だから大丈夫だという思い込みがあったのが、何よりの失敗だったと考えています。2月17日にもヒアリングがございました。

現在、3月議会の質問が入ってきましたので、割り振りや答弁協議を行っています。特に、2月22日に本会議が始まりまして、ここには書いていませんが、教育方針を読み上げさせていただきました。41分かかりました。マスクをしていましたので、途中で倒れそうになりました。ですが、教育方針について大変熱心に質問をいただけるのはありがたいなと思っています。

前回お出しするのを失念していたのですが、校長会での指示事項です。このときの校長会が教育長になって初めての校長会でしたので、このような方針を示させていただきました。前回お話をさせていただきましたが、機動力、根拠を持つ心ということで、とにかく校長先生方のお一人お一人の個性を十分反映した学校経営をしてほしいと指示させていただきました。今後、教育長指示事項として準備しますのは、これまでも新型コロナの対策を考えるとときには、事前に学校の状況をつかんで協議して、教育長が決定するというプロセスを踏んできました。その方法は大事にしていきたいと思っています。

先日行いました2月の校長会資料です。教育方針が決まりましたので、各学校で熟読をしてくださいと言いました。大津のいじめ事件については損害賠償が確定しました。自殺に及ぶことは一般に予見可能であるという判決でした。これは非常に重たいことです。自殺に及んだことは本人の責任ではなく、学校として予見ができることなのだと思いつけられたと思っています。

県教育委員会がオンラインでハラスメントのアンケートをしました。市の教職員、県の教職員全てに向けてアンケートをしており、大体半数が答えております。答えている中の実に16.5%が過去に、あるいは今、

ハラスメントを受けているという回答をしています。服務監督権者は市教育委員会ですので、すぐに対応しないといけない案件があったら伝える段取りでしたが、湖南省教育委員会は幸いといえますか、案件はございませんでした。ただ、やはりハラスメントは、いつ、誰が被害になるか加害になるかわかりません。前回ハラスメントの要綱を定めましたが、注意深く取り組んでいく必要があると思っています。

文部科学省は土日の部活動の地域展開と言っておりますが、2023年以降、段階的にということで、県教育委員会に聞きましたところ、来年度はモデル校で模索をするという段階だそうです。

市の動きとしましては、コロナウイルス接種対策室設置ということで、リハーサルを行う予定をしています。教育部にも動員がかかっています。

来年度、中学校の職場体験学習については、市としては実施をしましょうと指示をしております。ただ、受け手の事業所や企業が、「まだまだコロナが心配」などのご心配があった場合はどうするか、まだ6月が最初の学校ですので、状況に応じて実施をするかしないか、学校がその状況で判断をすることになっています。

令和3年度も変形労働時間制について実施する考えはありませんということをお知らせしました。

タブレットの持ち帰りにつきましては、10月の教育委員会のお示しをさせていただきました。ゆくゆくは1人1台パソコンを家に持って帰って、ドリルをこつこつするとか、そういったことではなく、調べ学習に使えるような、そんな夢を持っていますという話を前回させていただきました。

委員 中学校の職場体験学習についてです。市役所に職場体験に行くという事は可能なのですか。

教育長 以前、三雲養護学校の高等部の子どもがこの西庁舎で実習という形でしていたことはありますし、市役所としてはどうでしょう。

事務局 図書館では、湖南省立の中学校からも来ていただいていますし、県立の水口東中学校からもお越しいただいています。先日も近江学園から体験に来ていただきました。現場を持っておりますので、いろいろやっていただくことは市役所に比べるとありますので、そういう形で受入れはさせていただきます。

事務局 一般的には市役所の内部においては、3分の1ぐらいが窓口での対応です。そうなりますとやはり専門的な知識が必要であり、慣れてい

ないと対応できません。あとの3分の2は広報や専門的な職務、あるいは事務補助になってきますので、なかなかしていただくべきものがないというのが現状です。仮にさせていただいても、市役所で働くということの意味や体験にはなりにくいのかなと思います。図書館は現場だと言われましたが、職場体験というところでは市役所は、なかなか難しいのかなと思います。過去には、職場体験ではなくて保育の実習などがあり、そういったものは子どもたちの体験としてよいものかなと思います。

委員 市役所に憧れを持っている子どもたちがたくさんいると思います。安定した職業ですので、そういうところも将来を見据えた上ですごく役に立つのではないかなと思って聞いてみました。

事務局 国や県を全て合わせると、働く人の数%から1割ほどは公務員になられていますので、身近なところでそういった公務の職場を志望する方のためにも積極的に受け入れが必要かなと思います。

委員 市外に出ていく子どもたちが多いので、市役所が魅力的なところであればとどまってくれるかもしれませんので、よろしくお願いします。

教育長 小学校も中学生を受け入れるときに、自分の卒業校じゃなくて、例えば岩根小学校を卒業した子が菩提寺小学校で職場体験をすとか、そういったことを中学校区でやりましょうというような話もしていたことがあります。卒業校では知っている先生に会うなど、職場体験は学校訪問ではありませんので。また、憧れる職業ということで、一考の余地があるかなと思います。それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第6号について、承認することといたします。
続きまして、日程第2報告第7号、後援名義の使用承諾について説明をお願いします。

事務局 (1) 名称 希望が丘トレイルランニングレース 2021 (後援)
主催 希望が丘トレイルランニングレース実行委員会
期日 令和3年4月11日 (日)
会場 希望が丘文化公園、鏡山周辺ハイキングコース
趣旨 トレイルランニングの普及、スポーツ活動の促進とともに、自然や環境についての意識を高める機会にする。

これは過去に承認をしている案件でございますので、報告とさせていただきます。

教育長 承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第7号について、承認することといたします。
続きまして、日程第3報告第8号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第9号、市内児童生徒の交通事故について、学校教育課から説明をお願いします。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第8号、報告第9号について、承認することといたします。
続きまして、日程第5報告第10号、令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局 今月は新規申請7件と、6月の定例教育委員会で保留となっていた1件と、停止に係る2件の合計10件の審査を行いました。新規申請者の内訳は申請者台帳のとおり、小学校5人、中学校2人でございます。

後ろにつけております要保護・準要保護認定基準に基づき審査を行いましたところ、世帯所得が生活保護基準の1.2倍以下に所得基準適合された準要保護Aが7件で、別紙判定資料案の1段目でございます。

6月保留分1件について、保護者から前住所地の課税証明書をご提出いただき、所得の確認をしましたところ、世帯所得が生活保護基準の1.2倍以下でしたので準要保護A認定とし、別紙判定案では2段目のとおりでございます。親御さんが課税証明書を提出されたことにより、保留はなくなりました。

停止は、11月11日に市外へ転出された児童と、2月途中からラチーノ学院へ転校された児童の2件で、別紙判定案では3段目でございます。

教育長 このことについては基準が決まっておりますので、それに合わせて判定をしております。承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第10号について、承認することといたします。
続きまして、日程第6報告第11号、令和3年度新規採用教職員辞令交付式について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局 令和3年度の新規採用の教職員の辞令交付式を令和3年4月1日木曜日、午前11時20分から、西庁舎の3階大会議室、この場所で予定をしております。ご出席に当たりましては、教育委員の皆様に来ていただいて交付式を開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教育長 また発番を入れて、委員の皆様には案内をお願いいたしたいと思いません。初任者は社会人としての一步の1日ですので、4月1日には祝ってあげたいと思っています。とはいえ、コロナ禍が続いておりますので人数を限定するという形で、対象は初任者と、所属の校長、そして教育委員の皆様ということでお願いをしたいと思います。

例年、代表の初任者さんが結構長い宣誓文を覚えて言うのですが、結構プレッシャーがかかります。着任したその日に「はい、これ、覚えや」と言われて覚えなないといけないので、気の毒だと思います。来年度からは辞令を渡したときに、皆さんに一言言ってもらおうかなと、考えています。4月1日、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第6号、報告第11号について、承認することといたします。
続きまして、日程第7報告第12号、湖南省いじめ防止対策基本方針について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局 湖南省いじめ防止対策基本方針ですが、来年度の教育方針が教育長から示されました。いじめをなくそうサミットについては来年度からは開催しません。いじめ防止対策基本方針の中で、いじめをなくそうサミットという文言が入っていたところをなくしております。いじめをしない学校づくり、未然防止の観点から、いじめをなくそうサミットのことについて少し触れてあった文言を取りました。

いじめをなくそうサミットについては、学校教育課の取組の1つとして各校と連携しながら、子どもたちを対象にしてその取組を進めてまいりました。その取組を進める中で一定の成果はあったと考えております。

ただ、ここから先、これを継続していくかと考えたときに、教員もだんだん小学校を中心に若い先生方が増えてきております。その中で教員のいじめをキャッチする力をつける、あるいはそういったいじめに気づく力を高めるための職員に対する研修を行っていくという方向で進めてまいりたいと考えております。特に、取組の方法としては今検討を進めておりますが、教師力アップセミナーなどの機会を通じて、そうした研修を市教育委員会のほうで計画をして、実施をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

教育長

いじめ防止対策推進法ができて、ここで基本方針を各教育委員会で定めなさいということで、湖南省はこのように基本方針を定めております。いじめについての取組は力を抜くことなく進めていきたいと思っています。

中でも何より大事なのが、先ほど委員もおっしゃった、気づきです。子どもたちがいじめをやめましょう、なくしましょうというそれも大事なのですが、やはり身近にいる大人がいかに気づくか、いかに早くそれをキャッチするかというところが大事ですので、そこに力点を置いて取り組んでいきたいなと思っています。承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第12号について、承認することといたします。
続きまして、日程第8報告第13号、新しい人権に関する総合計画の骨子（案）について、人権擁護課から説明をお願いします。

事務局

昨年8月20日の定例教育委員会におきまして、今までありました4つの計画、人権擁護総合計画、同和対策基本計画、人権教育推進計画、人権同和福祉計画を1つの計画とすることについて報告をさせていただきます。今回はその後の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

新しい人権に関する総合計画につきましては、人権擁護審議会で諮問、ご審議いただいております。これまでに2回開催いたしました。

第1回目の人権擁護審議会を8月28日に開催しまして、先ほど申し上げました4つの計画を1つの計画にまとめ上げること、それから議論を深めるために、策定のスケジュールを当初予定の令和2年度中から令和3年度中の策定とすること、また、人権擁護審議会におきまして、部落差別解消部会、人権教育部会、人権と福祉部会の3つの専門部会を設置

するということになりました。

計画につきましては、骨子（案）でございますが、まず1つ目、計画の趣旨、2つ目、現状と課題、3つ目、計画の基本的な考え方、4つ目、重点施策と取組の方向、5つ目、分野別施策、6つ目、計画の総合的な推進としての構成を予定しております。

第2回目の人権擁護審議会を12月14日に開催いたしまして、1から3の部分と、それから4、5の大きな構成の部分についてご提示、ご審議をいただいております。

重点施策と取組の方向の表なのですが、今回、4つの計画を1本にするに当たりまして、今まで4計画で記載されていた施策をどう取り組んでいくかということと一緒にまとめた表になっています。

重点施策と取組の方向につきましては、重点施策を1から5の5つの柱に分けまして、それぞれに施策の方向として、それぞれの柱で2項目から3項目に大きく分類をしております。

基本理念、市民一人一人が人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくりというのは、これまでの人権の擁護総合計画と変更はございません。その下に、育む、つくる、守るという3つの方向性を取り上げまして、そこから4つの基本目標、豊かなつながりと人権感覚があるまちづくり、2つ目、差別や偏見のない包摂と多様性を尊重したまちづくり、3つ目、協働による人権尊重のまちづくり、4つ目、誰一人取り残さないまちづくりというものを掲げます。そこから、重点施策と取組の方向と5つの重点施策と11の取組の方向、そして12の分野別施策にまとめ上げて、1つの総合計画をつくり上げたいと考えております。

細分化のところにつきましては、現在、人権擁護審議会でもご意見等を頂戴しまして、これから少し修正がかかるころではあります、大方この項目に従って次、具体的な取組につなげていくことを想定しております。

現在、事務局におきましては、4の重点施策と取組の方向性、それから分野別の施策につきまして、文章化を行っているところでございます。教育の分野としましては、4の重点施策の取組の方向の人権教育の推進と人権意識の普及、それから、分野別施策の子どもの部分に関しまして、指導主事の先生方と連携しながら執筆をしているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、3月4日と5月頃に人権教育部会を開催して、この部分を中心に議論を深めていく予定をしております。計画そのものは、10月のパブリックコメントを経まして、12月議会に提案する予定で進めていきたいと考えております。今後も定例教育委員会の場で進捗状況を報告させていただく予定でございますので、その際にはご意見等、よろしくお願いたします。

委員 つくることは反対ではないし、つくらなければいけないとは思いますが、これ、一番大事なのは、実際に実行する場合にどうするかという問題ですよね。まず学校教育では具体的にどう生かすか、どうするかという問題が次の課題です。何を重点的にやっていくかということも議論の中に入れていかないと、実際の人権の問題の解決にはなっていないんじゃないかと思います。

事務局 ありがとうございます。まず、学校教育に関しましては、今現状で取り組んでいただいている施策とほぼ変わらないような構成となっておりますので、それほど変わりません。

教育長 学校には人権教育基底プランというのがございまして、それを改定しながら学校、それから園でも一緒に取り組んでいきたいと思います。とにかく就学前からずっと継続してこのことについては取り組んでいかないと、計画ができたから取り組むではなかなか実になりませんので、その内容も改めて見ていく必要があると思っています。そして、また何より学校教育課で、学校における人権教育は変わりなく進めておりますので、そのあたりもますます進化していかないといけないと思っています。承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第13号について、承認することといたします。
続きまして、日程第9報告第14号、湖南省立図書館の管理運営に関する規則を改正する規則の制定について、図書館から説明をお願いします。

事務局 湖南省、甲賀市、それぞれ7町に1つずつ図書館がございまして。湖南省の場合ですと、ご存じいただいておりますように甲西図書館と石部図書館で構成されております。甲賀市につきましても、水口、土山、甲賀、信楽、甲南、若干名称に違いはありますが、こういう形で図書館を持っています。人口的には、湖南省は5万5,000弱、甲賀市は9万余りです。蔵書をトータルで考えますと、湖南省は36万冊余り、甲賀市は67万冊余りというような形になっております。

それぞれ市民の方が今使っているわけですが、広域行政を進める中で、湖南省と甲賀市がございまして、旧甲賀郡という考え方で、どういうことができるかということ役所の中で考えさせていただいたところ、図書館の広域相互利用というのが挙がりました。図書館システ

ムまで共通化するということになる非常にお金も手間もかかりますが、それぞれの図書館のカードをそれぞれが別に併せて持つという形であれば、お金や手間等もそんなにかからないで、すぐにでも始められるのではないかとということで、昨年から、検討を重ねてきました。

一応、6月1日を開始予定日というふうにさせていただいております。例えば湖南省にお住まいの方であれば、甲賀市の図書館を使う場合に、甲賀市のいずれかの図書館に行ってくださいまして、図書館の利用カードを作ってくださいます。そこで、甲賀市の利用規定に基づいてお使いいただけます。甲賀市の方ですと、湖南省の甲西図書館か石部図書館にお越しただいて、図書館のカードを作ってください、湖南省の図書館の利用規則に基づいてお使いいただくという形でございます。

ただ、現在も、例えば湖南省であれば、湖南省在住及び在勤・在学の方には既にカードをお作りさせていただいて、図書館サービスを受けていただいておりますので、それ以外の方がどれだけ追加されるかということでございます。例えば、湖南省の方で甲賀市にお勤めではないけれど、水口のスーパー等に行って買い物をして、近くに図書館がございまずので、そこに寄って、「これ、湖南省の図書館にない本やけど借りたいな」というときにその場でカードを作ってください、すぐカードを使っていただけます。今ですと、滋賀県立図書館を一旦経由してという形で本が動くものですから手間がかかりますが、そういう形でお使いいただくことができるようになります。

最初に申しましたように、コンピューターシステムを統一して、例えば、湖南省の図書館で甲賀市でも使えるカードを作るということになってきますと、非常にお金と手間と色々な準備が必要です。どちらにせよそれぞれの図書館行っていただかないと本は借りられませんので、とにかくスタートさせようというところです。

新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正後になっております。第5条、現在は今申しましたように、湖南省に居住する者、湖南省内に通勤・通学する者が図書館を使えます。これにプラスをして、甲賀市に居住する者を加えたいというのが改正案、右側のところでございます。併せまして、平成元年6月に甲西図書館、翌年の9月に石部図書館が開館いたしまして、湖南省になったときに利用カードの申込書を作らせていただいたのですが、その時点で書いていただきましたこと以外に少しメールアドレス等を書いていただくところを増やしたほうが登録のときに使いやすいということで、若干様式を変えさせていただきたいというのが、この改正案の右下のところでございます。

委員

今のお話は第一歩、できるところからというお話でしたが、今後、ど

ういうところを目指しておられますか。

事務局

目指してといいますか、まずは旧甲賀郡というくくりの中で、甲賀市と湖南市は図書館だけではなく、いろんなことについて協議会を持って情報交換をしながら行政サービスを進めています。それを例えば竜王や西側のほうとも進めていますので、例えば野洲、竜王、栗東などと対象を広げていくということも1つ考えられることではあると思います。

それ以外にも、コンピューターを統一することによって全体が把握できたら、いろんなものを調べることができるとも考えられますが、まだ具体的にどういうことをいつ頃までというようなところまでは、至っていません。

教育長

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第9号、報告第14号について、承認することといたします。

続きまして、日程第10報告第15号、令和3年度湖南市立図書館の休館日について、図書館から説明をお願いします。

事務局

今、甲西図書館、石部図書館それぞれが、甲西図書館については月曜日、火曜日、石部図書館については水曜日、木曜日をお休みという形にしております。これは先ほどお話をさせていただきました図書館の管理運営に関する規則の中で、石部図書館については火曜日及び水曜日をお休みとさせていただいていますが、そうしますと、毎週火曜日については両方の図書館が閉まって使えない日になってしまっています。試行といたしまして水曜日及び木曜日を休むということで、甲西図書館、月、火、石部図書館、水、木という形で、いずれかの図書館が開いているとすることを試してみようということで始めました。

ただ、これが平成30年9月からの試行ということでさせていただいているのですが、昨年度1年間は1年を通じて試行できたのですが、コロナウイルスの休館があったり、利用にいろんな形で通常と違うものが出てきたりしていました。今の段階では、例規や規則を変えさせていただいて現状に合わずなり、やはりそれは問題があるので火曜日及び水曜日に戻しましょうというような判断をする材料がそろっていません。それが本当に市民の方にとって使いやすい、あるいは図書館を運営していく中で無理支障をきたさないでできるか現状ではわかりませんので、もう1年試行という形を取らせていただきたいというのが、今回お話をさせ

ていただいている趣旨でございます。

それ以外にも来年度の具体的な休館日についてです。

大きくは祝日開館というところでございます。本来的には、祝日に図書館はお休みと規則上なっていますが、館長の判断あるいは皆様のご判断の中で開けることができますので、お客様の利用を優先的にさせていただいて、かつ職員の勤務に無理が生じないような形でさせていただくということで、この日はどうかということを書かせていただいています。月末休館日が若干変わることで、祝日の一部を開けさせていただくこと、それから学校の休業との関係の中で、できるだけ子どもさんに使っていただくことを優先させていきたいということです。列記しているところについては、規則上は休みではあるけれど開ける、あるいは、曜日、日を変更しますよということです。

具体的には、このカレンダーになりますが、皆様にお認めいただければ、これを印刷にかけて、通常、皆様にお渡しさせていただいているような小さなカレンダーにしてお配りさせていただいて、それに基づいて開館、休館をさせていただきます。

教育長

承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第15号について、承認することといたします。

続きまして、日程第11議案第5号、2学期制への変更について（該当小学校より）、学校教育課から説明をお願いします。

事務局

管理運営に関する規則には、1学期、2学期、3学期というふうに湖南市立の学校については3学期制を取るということになっております。ただ、ただし書がその下にございまして、「校長は前項の規定にかかわらず、湖南市教育委員会の承認を受けた上で、学校や地域の実情に応じて2学期制を設定することができる」とあります。

石部小学校、石部南小学校、三雲小学校、岩根小学校、菩提寺小学校、下田小学校、三雲東小学校の7校の学校から、来年度につきましては2学期制で学校を運営したいという申し出がございましたので、報告させていただきます。

教育長

それぞれ理由、経過も書いてありますが、大きくはコロナの影響を受けまして、2学期制にするメリットが小学校ではかなり大きいということです。ただ、これは学校だけで考えるのではなく、学校運営協議会や

P T Aでも協議をしました。既に岩根小学校はずっと2学期制にしていますが、この規則を見ていると、本来は3学期制だが2学期制にするということであれば、毎年承認を得たほうがいいたろうということ、改めて来年度に向けて岩根小学校にも出してもらっています。

委員 2学期制を取らない小学校はどこですか。

教育長 2学期制を取らない小学校は、水戸小学校と菩提寺北小学校、そして中学校の4校です。中学校は3学期制がいいそうです。水戸小学校と菩提寺北小学校は、まだ協議が十分できていないということです。

委員 夏休みとかは変わらないのでいいのですが、学期の終わりは学校によって違うものなのですか。

事務局 学期の終わりについては学校によってではなく、市のほうで終業の終了日を、小中学校でいつ終わるかということ、校長会等で協議してそろえるようにしております。

教育長 それは夏休みに入るときです。1学期と2学期の間の日は、学校によって学校行事の関係などで設定が異なっています。夏休みに入る日とか冬休みに入る日は全部一緒です。

このばらばらというところも、湖南省教育のいいところかなと思っています。全部こうしなさいではなく、校長が保護者や学校運営協議会の意見を聞いて、判断し、教育委員会が承認するという方向が、私はいいと思っています。

委員 これはC S理事会で議論されて、承認を得ているということですかね。

教育長 承認を得ている学校もありますし、承認とまで行かなくてもご意見をいただいているという学校もあります。

委員 イメージがあまり湧いてこないのですが、1学期が終わりました。次明日から2学期が始まりますとなった時、今までなら休みに入って1学期が終わり、休み明け2学期と切替えができますが、そういう切替えは、どんな感じて考えておられるのですか。

教育長 岩根小学校がずっとそうでした。私も3学期制に慣れていますが岩根小学校の先生に聞いたのですが、1学期と言わないみたいです。7月

の末は、夏休み始まりますよの日だそうです。そして10月10日に半分の1学期が終わりましたという日があるということを知っています。一般的に言うと、2学期の終わりの日は、冬休みに入る日という理解を子どもたちはしているということです。

委員 通信簿を、1期、2期でつけるという感じですか。

教育長 そうです。いわゆる連絡簿を1学期分、そして2学期分と2回でつけています。そうすると、長いスパンで子どもたちのことを評価できるのでメリットがあるそうです。時数もちよっとでも、終業式で短くなる分がプラスできるので、そういうメリットもあります。総合的な観点から、コロナのピンチをチャンスに、の1つだというふうに聞いています。実際に今年度、コロナの影響で連絡簿が2学期制になっています。それを形にするところです。

委員 小さいことですが、1学期の夏休み終わりの最後の終業式はあるのですか。

教育長 夏休み入る前の日ですか。

委員 はい。普通に授業をするということなのですか。

教育長 そうですね。あしたから夏休みの日です。

委員 式はないのですか。

教育長 式はないです。終業式はないけれども、「あしたから夏休みだよ、学級会」とかがあります。

委員 2学期が始まる時も、始業式みたいなのはなくて、急に5時間続けて始まるのですか。

教育長 そうですね。式はないですが、大抵、校長がテレビに出てきて「暑いけど頑張ろうな」とか、そういったことはしているようです。

委員 それでいいと思うのですが、ただ、これ、毎年承認ですか。

教育長 そうです。一応毎年、岩根小学校を見ていただきますと、経過とかそ

ういうことはなく、来年も2学期制で行きますよ、継続しますよということで、一応、区切りとして出していただくかなと思っています。これまでも出しておかないといけなかったと思います。

規則としては3学期制を敷いていますので、変更する場合には、来年度、2学期制しますということを出していただかないといけません。

委員 これは考え方としてもコロナにこだわらずに、今後の教育の在り方としてそういうやり方を認めていくと理解したらいいわけですね。

教育長 そうです。

委員 これが定着していけば、最終的には規則のほうを変えるということもあり得るわけですか。

教育長 あり得ますが、今2学期制と言っていますが、ひょっとしたら3学期制に戻したりする可能性もありますので、3学期制の規則としながら変更を出すというところですか。全ての学校が2学期制になったら、規則を変えたらいいかなと思うのですが。

委員 長い間、例えば10年後とか、それが普通になってきて、規則のほう例外になってくるかもしれませんね。

教育長 それでは審議結果につきましては異議なしと認め、議案第1号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 異議なしと認め、議案第1号の審議結果を可決いたします。
議事については以上です。

先ほど私、教育長の話のところ、甲西高校と石部高校と、それから三雲養護学校の卒業式の案内が、毎年教育長に来るのですが、コロナの関係で来賓には来ていただかないということになりましたという案内をもらいましたので、一応、教育長の名前でメッセージを出しておこうと思っています。

それから、市内の保育園、幼稚園、こども園、17園についても卒園式、いつもなら呼んでもらうのですが、コロナの関係でということですので、一応、17園にメッセージを作りました。こういうことをしていると、小学校の先生やなと思うのです。それぞれの園に送っておきたいと思って

います。

今月については以上です。ありがとうございました。

事務局

それでは、その他でございますけれども、3点ございます。

まず1つ目、4月の定例教育委員会の開催日時を協議いたします。

— 協議の結果、4月26日月曜日 午前10時開会に決定 —

続いて、2点目です。3月に入りますと、学校の管理職の人事案件が出てまいります。臨時の教育委員会、学校の管理職の人事案件につきまして、3月5日の午後5時から、臨時の定例教育委員会を開かせていただきたいと思いますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。場所は大会議室がふさがっておりますので、教育委員会室、西庁舎の2階の一番奥でございます。そちらの部屋で開催をさせていただきますので、ご予定のほうを押さえていただけたらと思います。

最後に、3つ目です。今皆さんに資料を配らせていただいておりますが、今年度はコロナの関係で中止が相次いでおりましたが、令和3年度滋賀県都市教育委員会連絡協議会の定期総会が5月7日金曜日、ホテル&リゾート長浜で実施の予定でございます。コロナの状況によりましては中止になるということも考えられますが、今のところ開催予定ということで進めておりますので、スケジュール調整をよろしくお願いいたします。

教育長

これで2月の定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後4時02分